

(2021年4月21日制定)

(2021年10月13日改正)

T O R F 行 動 規 範

株式会社QUICKベンチマークス

本行動規範（別紙1および2を含む。）は、株式会社QUICKベンチマークス（以下「QBS」という。）が後記1. に定義する「TORF（東京ターム物リスク・フリー・レート）」（以下「TORF」という。）を算出・公表するに当たり、TORFが証券監督者国際機構（IOSCO）の公表した金融指標に関する原則に準拠し市場や利用者から信頼されることを目的として、レポートイング・ブローカーがレート報告に関して遵守すべき規範である。

レポートイング・ブローカーはTORFの定義に即して適切にレートを報告するに当たり、関係法令等の遵守に加え、本行動規範を遵守するものとする。

1. 定義

(1) TORF

レポートイング・ブローカーが、行動規範の定めるところにより、QBSに対し報告する1か月物、3か月物および6か月物の取引レート（注1）に対し、QBSが各期間毎に算出要綱で定めた方法により算出した3種類の平均レート（小数第6位を四捨五入した小数第5位までの数値）をいう。

なお、何らかの理由でブローカーから一部のレートが報告されない場合には、2社以上の報告レートをもとに、各期間毎に、上記方法により算出する。

（注1）本邦金利スワップ市場における、前営業日15時から算出当日15時までの日本円OIS取引の約定レートおよび気配レート。365日ベース、スポット・スタート物。

(2) 日本円OIS取引

OISはOvernight Index Swapの略。日本円OIS取引は日本円の無担保コール翌日物平均金利（TONA）を参照変動金利とする金利スワップのこと。TORF算出のためレポートイング・ブローカーが報告する約定レートや気配レートは、変動金利であるTONAとスワップする固定金利のレート。

(3) レポートイング・ブローカー

TORFの算出、公表に当たり、レートをQBSに対して報告するため、QBSがTORF業務規程に規定する手続により選定するマネー・ブローカー等の取引仲介会社をいう。

(4) 報告レート

TORF業務規程および行動規範の規定にもとづき、レポーティング・ブローカーが、TORFについてQBSに対し報告するレートで、2. (1) ②における別表1及び別表2に定める報告対象取引に該当する取引のレートをいう。当該ブローカーにて取引が成立した際のレート（約定レート）と、当該ブローカーに呈示された気配レートの2種類がある。

(5) 気配データ

取引を前提として呈示された注文データのこと。ブローカーや金融機関が情報端末などを通じて配信する、取引を前提とせずに呈示されたデータ（Indicativeデータ）はTORF確定値においては用いない。

(6) 気配レート

気配データのうち、金利部分のデータのこと。

(7) 公表レート

TORFについて、報告レートを集計し、算出したレートであって、QBSが公表するレートをいう。

2. レポーティング・ブローカーの遵守事項

レポーティング・ブローカーは、TORFのレート報告に関し、以下に定める事項について遵守するものとする。ただし、(2) から(10) で規定される態勢の整備については、QBS宛の届出や報告の提出義務にかかる規定を除き、レポーティング・ブローカーが整備することが望ましい標準的な態勢を示すものとし、レポーティング・ブローカーはこれを十分に尊重しながら、レート報告に関する適切性および健全性を確保するための態勢を各ブローカーの業容や管理態勢を勘案し適切な方法により整備するものとする。

(1) 定義に基づくレートの報告

①レポーティング・ブローカーは、上記1. の定義に即し、QBS宛に日次で報告対象期間全てのレートを報告するものとする。なお、レートの報告は日次だが、QBSは円滑な算出・公表のため、当日のある時点までの途中経過の報告を求めることができる。

②レポーティング・ブローカーは、定義に即したレート報告を行うに当たり、下記に定める報告レートを報告するものとする。

i) ボイス・ブローキングのデータ（詳細は別表1）

(a) ボイス・ブローキングにおいて約定した実取引データ

(b) ボイス・ブローキングにおいて呈示された気配データ

【別表1】ボイス・ブローキングのデータについて

項目	実取引データ	気配データ
報告対象取引	以下の全てを満たす取引 <ul style="list-style-type: none"> ・スポット・スタートの日本円 O I S アウトライト取引（期間1か月・3か月・6か月） ・営業日（東京）中の取引 ・清算集中取引（JSCC、LCHのいずれかでの清算を前提とした取引） ・日本時間の前営業日15時00分01秒～当日15時00分00秒までに約定または注文呈示された取引 	
報告対象項目	最低限、以下の項目を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・約定レート ・想定元本額 ・約定日時分秒 ・CCP情報 	最低限、以下の項目を含むものとする。（注2） <ul style="list-style-type: none"> ・気配レート ・注文の方向（Bid / Offerなど） ・想定元本額 ・CCP情報 ・呈示（情報更新）日時分秒 ・最良気配を判別するための情報（報告する気配データに最良気配以外を含む場合） ・気配レートのステータス（実注文、参考注文などを区別する情報）

（注2）気配データは最良気配（ベストBid / ベストOffer）を報告することとするが、報告データに最良気配以外の気配も含まれる場合は、QBS側で最良気配を抽出できるよう、最良気配を判別するための情報（ディーラー名またはディーラー番号、取引通番など）を含むこととする。

ii) CLOB（注3）のデータ（詳細は別表2）

- (a) CLOBにおいて約定した実取引データ
- (b) CLOBにおいて呈示された気配データ

【別表2】CLOBのデータについて

項目	実取引データ	気配データ
報告対象取引	(別表1と同じ)	
報告対象項目	(別表1と同じ)	最低限、以下の項目を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・データ時刻(日時分秒) ・気配レート ・注文の方向 (Bid / Offerなど) ・想定元本額

(注3) Central Limit Order Book。集中指値注文台帳。店頭における指値注文（ビッドおよびオファー）を1つの板に集中して価格および時間優先の原則に従って付け合わせる仕組み。

(2) 適切なレート報告が行われるための態勢整備

レポートイング・ブローカーは、日々のレート報告の適切性、正確性確保のため、以下の態勢を整備するものとする。

① レート報告部署、レート報告責任者、レート報告担当者のQBS宛届出

i) レポートイング・ブローカーは、自社におけるレート報告部署、および、当該レート報告部署における、レート報告にかかる責任者および担当者（以下、それぞれ「レート報告責任者」、「レート報告担当者」という。）を特定するとともに、レポートイング・ブローカーとしての選定時、および、変更後速やかに、別途QBSが定める書式により、QBSへ届け出るものとする。

ii) レート報告責任者は、レート報告に対して責任を有する管理職の者であって、金利デリバティブ市場、短期金融市場またはその他の関連市場における取引について十分な経験・能力を有するとレポートイング・ブローカーが判断する者とする。また、レート報告担当者は、レート報告責任者の監督の下、適切にレート報告業務を遂行できるとレポートイング・ブローカーが判断する者とする。

iii) レポートイング・ブローカーは、QBSへの届出内容につき最低5年間保存するものとする。

② 報告レートのチェック態勢の整備

i) レポート・ブローカーは、報告レートに誤り等がないことを人手またはシステム等の利用により確認し、誤り等があった場合は速やかにQBS宛に報告する態勢を整備する。

ii) レポート・ブローカーは、報告レートに意図的な改ざんやシステム上の不具合による意図せざる変更等が生じていないかどうかモニターし、何らかの問題点が判明した場合は速やかにQBS宛に報告する態勢を整備する。なお、当該モニターには、レポート・ブローカーにおける内部監査や内部管理部門による点検等において、適切に抽出した報告レートのサンプルを確認することなどにより対応することも含まれる。

③ レート報告内容に対する照会等に適切に対応する態勢の整備

レポート・ブローカーは、QBSまたは関係当局からのレート報告内容に対する照会等に適切に対応するための態勢を整備するものとする。なお、レポート・ブローカーは、レート報告内容に対する照会等の内容および対応状況の記録を最低5年間保存するものとする。

(3) レート報告にかかる利益相反を管理するための態勢整備

① レポート・ブローカーは、レート報告における利益相反を適切に管理する態勢を整備するものとする。この態勢整備には、コンプライアンス部署等の関与のほか、利益相反が適切に管理されていることを内部監査において定期的に確認する態勢の整備も含まれる。

② 上記①におけるレート報告における利益相反とは、TORFの定義に従って適切にレート報告を行うべきとの本行動規範と、レポート・ブローカーの個別的な利益（非金銭的な利益を含む。）との間で利害が衝突する状態を指すものとする。

③ 各レポート・ブローカーにおいて、レートの不正操作につながるリスクの程度に応じ、例えば以下のような利益相反の管理態勢を整備することが考えられる。

i) レート報告責任者およびレート報告担当者、個別の顧客との間でブローキングを担当する者との間で、正当な理由なく、レート報告に関する情報交換または調整を行うことを禁止すること。

ii) レート報告責任者およびレート報告担当者の報酬や所属部署、レポート・ライン、レート報告の際の作業エリアなどが報告レートを操作するインセンティブを生じさせることのないよう、適切な措置を講じること。

iii) レート報告責任者およびレート報告担当者が社内あるいはグループ会社において他に兼務している業務がある場合には、その兼務している業務を2. (2) ①に定めるQBS宛届出に含めて報告し、その兼務する業務がTORFを参照する金融商品に係るトレーディング業務である場合には、講じられた内部検証態勢についても報告に含めること。

また、その他の利益相反が生じるおそれがある取引・業務についても、各レポート・ブローカーにおいて、それを特定するとともに、レートの不正操作が生じ得るリスクの程度に応じた適切な管理態勢を構築することが考えられる。

④レポーティング・ブローカーは、レート報告に関する利益相反に関する問題にかかる資料（例えば態勢整備に関する検討資料や、個別事案を管理した資料、経営陣宛の報告資料等が考えられるが、これらに限られない。）について、最低5年間保存するものとする。

⑤レポーティング・ブローカーは、TORFを参照する商品等にかかるエクスポージャーが生じた場合には、QBSに対しエクスポージャーが生じた旨を報告したうえで、その詳細情報については最低5年間保存するものとする。

（４）報告内容に関する情報交換、調整等の禁止

①レポーティング・ブローカーのレート報告責任者やレート報告担当者および個別の顧客との間でブローキングを担当する者は、社外の者（顧客、当該レポーティング・ブローカーのグループ会社および他のレポーティング・ブローカーを含むが、これらに限られない。）、ならびに、社内の日本円OIS取引担当者以外の者との間で、正当な理由なく、報告レートに関する情報交換または調整を行ってはならないものとする。

②レポーティング・ブローカーは、上記①の実効性を確保するために、レート報告部署と社内・社外との間で、報告レートに関する正当な理由のない情報交換の遮断等、必要な態勢を整備するものとする。

（５）レート報告根拠にかかる事後的な説明を可能とする態勢整備

①レポーティング・ブローカーは、報告レートの報告根拠について、事後的に説明できる態勢を整備するものとする。

②上記①における態勢整備には以下の事項を含むものとする。

i) 報告レートの生成に関する記録の整備

業務日報等、報告レートを生成した者やそれを承認したものを特定する記録や、その他、例えば注文音声の保存など、報告レートに関して事後的に説明が必要となる場合に説明が可能な程度の記録の整備が求められる。

③上記②において整備・保存する内容についての保存期間は、最低5年間とする。

④レポーティング・ブローカーは、上記②において整備・保存する内容について、QBSおよび関係当局から閲覧を求められた場合には、これに応じるものとする。

（６）レート報告に関する通信記録の保存

①レポーティング・ブローカーは、レート報告責任者およびレート報告担当者の、レート報告に関する通信記録（電子メール、情報バンダーを利用した電子メールやチャット、電話等）について、適切な方法により保存するものとする。

②上記①にかかる保存期間は原則5年とする。

(7) 監査の実施

①レポーティング・ブローカーは、レート報告にかかる本行動規範等の遵守状況についてのレート報告部門・部署から独立した内部監査部門・部署による内部監査を原則年1回実施するものとする。

②レポーティング・ブローカーは、内部監査結果について、別途QBSが定める様式により、監査終了後にQBS宛に報告を行うものとする。

③レポーティング・ブローカーは、QBSに対して内部監査結果を報告したのちQBSが追加の資料提出等を求めた場合、協力しなければならない。また、内部監査結果の報告を受けてQBSから対応を指示された場合、QBSと連携のもと、可能な限り速やかに対応しなければならない。

なお、QBSは内部監査結果の報告を受け、確認が必要な場合、QBSまたは独立した監査法人等により当該レポーティング・ブローカーを監査する場合がある。この場合、当該レポーティング・ブローカーは追加の監査に協力しなければならない。

④レポーティング・ブローカーは、内部監査の結果、及びQBSが追加の資料提出等を求めた場合にはその提出資料や関連資料を、実施後最低5年間、保存するものとする。

(8) 問題発生時のQBS宛報告態勢の整備

①レポーティング・ブローカーは、QBSに対するレート報告に関し、本行動規範への違反等の問題が発生したことを認識した場合には、速やかにQBS宛に報告するものとする。

②レポーティング・ブローカーは、本行動規範への違反等の問題が発生したことを認識した場合には、速やかに社内のコンプライアンス部門、監査部門、経営陣に報告するための報告態勢を整備するものとする。当該報告態勢には、レポーティング・ブローカーにおける各社内の内部通報態勢も含めるものとする。なお、レポーティング・ブローカーは、各社内の内部通報態勢の整備に当たり、通報者が通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないように、適切な通報者保護を図るものとする。

(9) 社内研修

①レポーティング・ブローカーは、レート報告責任者およびレート報告担当者を対象に、本行動規範の内容に即した社内研修を最低年1回実施し、実施結果は実施後最低5年間保存するものとする。

②上記の社内研修実施状況については、別途QBSの定める様式により、QBS宛に提出するものとする。

③レポーティング・ブローカーは、上記に加え、日本円OIS取引のブローキングを行う者に対しても、本行動規範の内容に関し、適切な範囲、程度で周知・徹底する研修を最低年1回実施するものとし、実施結果を実施後最低5年間保存するものとする。

ただし、新しくレート報告責任者およびレート報告担当者を任命する場合には、事前もしくは任命後速やかに研修を実施するものとする。

(10) QBSからのレート報告にかかる照会・調査への協力

①レポーティング・ブローカーは、QBSまたは関係当局からレート報告内容に関し、照会があった場合には真摯に対応し、2. の(5)に定める記録等の提出の依頼がある場合には、これに協力し、応じるものとする。

②レポーティング・ブローカーは、QBSおよびQBSが委託する監査法人等から本行動規範の遵守状況に対する確認、調査への協力依頼がある場合には、これに協力し、応じるものとする。

③レポーティング・ブローカーは、上記①、②に関するQBS等とのやりとりについて最低5年間保存するものとする。

(11) 行動規範の遵守状況の確認

QBSは、年1回および本行動規範の改定の都度、レポーティング・ブローカーに対して本行動規範の遵守状況を確認するものとし、レポーティング・ブローカーはこれに応じるものとする。なお、レポーティング・ブローカーに対する本行動規範の遵守状況についての年1回の確認は、原則として、毎年度のレポーティング・ブローカーの選定に際して行うものとする。

(12) 社内規程の整備

①レポーティング・ブローカーは、上記(1)～(11)に規定する事項を含む社内規程を整備するものとする。

②レポーティング・ブローカーは、レポーティング・ブローカーとして選定されるに当たり、QBSに対し、当該社内規程を提出するものとし、内容に変更が生じた場合には、速やかにQBSに対し、変更後の内容を提出するものとする。

③レポーティング・ブローカーは、社内規程について、変更の過程も含め、最低5年間は保存するものとし、レポーティング・ブローカーでなくなった場合も同様とする。

3. 本行動規範の改廃

本行動規範の改廃はQBSの監視委員会の承認と取締役会の決定により行うものとする。また、本行動規範の改定を行う場合、QBSは、レポーティング・ブローカーが必要な態勢整備を行う準備期間を確保できるよう、十分な移行期間等を設定するものとする。

4. その他

(1) レポーティング・ブローカーは、本行動規範の遵守に際しては、別途QBSが定める「TORF 公表に係るコンティンジェンシー・プラン」にも留意し、これに従うものとする。

(2) レポーティング・ブローカーおよび市場参加者は、本行動規範を遵守するとともに、TORF の運用に当たっては、独占禁止法上問題となるおそれのある行為がないよう厳に注意しなければならない。

附則

1. 実施日

本規則は2021年4月26日から実施する。

2. 改正

2021年10月13日

(別紙1) レート報告手続

[公表レートの公表までの事務フロー]

TORFの集計・算出・公表は、以下の事務フローに従って行う(下掲事務フロー図参照)。

(1) 各レポートイング・ブローカーは、前営業日午後3時から当日午後3時までの約定レートおよび気配レートをQBSにデータ送信する(①)(報告時限:午後3時15分)。なお、送信したレートについては、各レポートイング・ブローカーが再確認し、責任を持つ(データフォーマット(イメージ)は表1参照)。

(2) QBS算出担当はレート報告の完了を確認し、算出を実行する(②)。

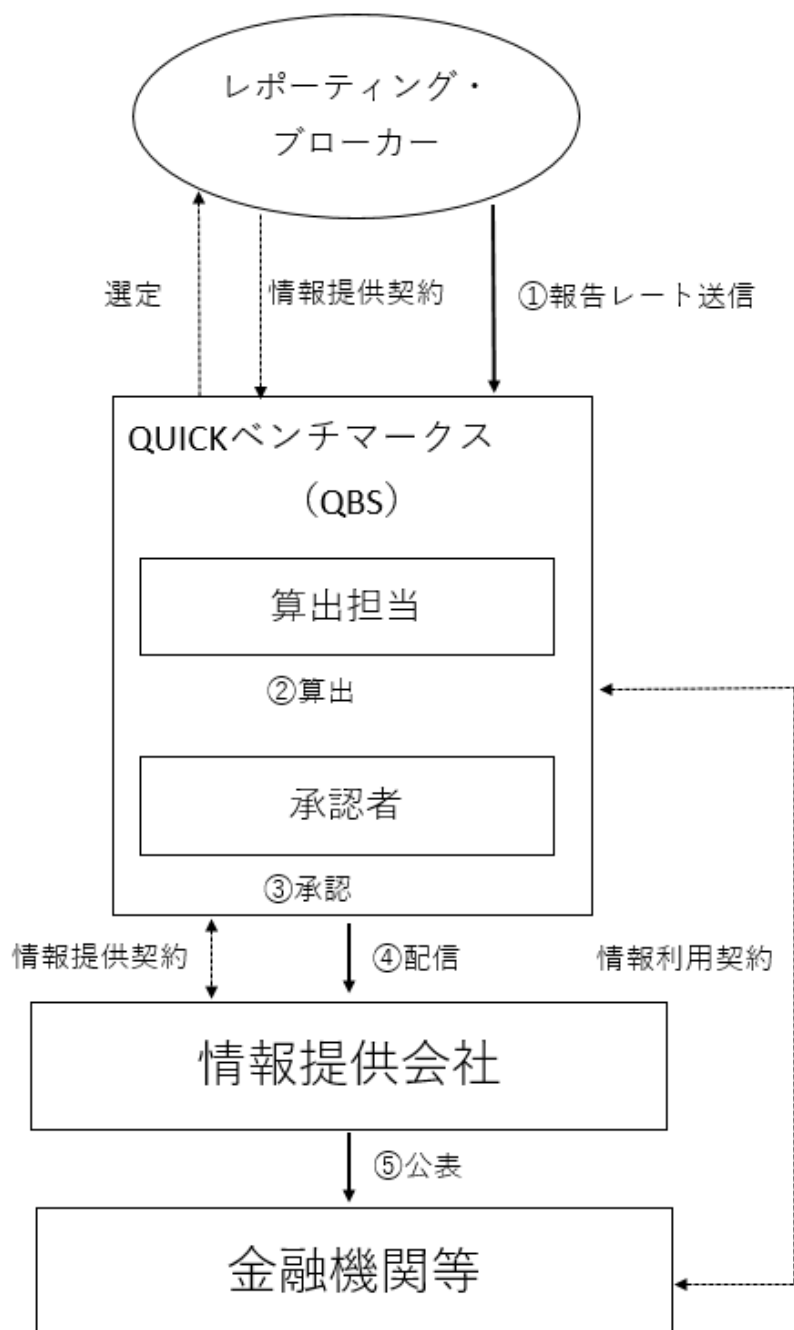
(3) QBS承認者は「各レポートイング・ブローカーからの報告レートの正常受信」「各報告レートにおける異常値の有無」「各報告レートのウォーターフォール構造に基づく分類と算出の正確性」を確認し、問題がなければ算出結果を承認する(③)。

(4) 承認後、QBSは午後5時に各情報提供会社を通じて公表レートを配信する(④)。

(5) 情報提供会社は速やかに公表レートを公表する(⑤)。

(6) 報告レートおよび公表レートの午後3時15分以後の修正は原則として行わない。ただし、報告されたレートを午後3時15分以後に修正する必要がある場合、QBSと協議のうえ、当日午後4時15分までに修正する。

【事務フロー図】



(注) レポーティング・ブローカー／QBS間はインターネットによる送信システムを構築。なお、障害時等に関しては、人手によるデータ受け渡し等の代替手段により対応。

(表1) 報告レートのデータフォーマット (イメージ)

以下は報告レートのデータフォーマットのイメージ (サンプル)。原則的には以下の情報は最低限含むものとするが、実際の項目名や項目数、データ形式等は以下のサンプルとは異なる。

①約定データ

ProductCode	Tenor	LegType	DealDateTime	StartDate	CCP	Rate	Amount
JPY-TONA-OIS-COMPOUND	3m	Outright	20200518144842	20200520	JSCC	-0.07625	10000000000

②気配(注文)データ

○レポーティング・ブローカーがベストビッド・ベストオファーのみを報告する場合の例

ProductCode	Tenor	LegType	DealDateTime	StartDate	BidCCP	BidRate	BidAmount	BidStatus
JPY-TONA-OIS-COMPOUND	3m	Outright	20200518144842	20200520	JSCC	-0.07625	100000000000	Firm

OfferCCP	OfferRate	OfferAmount	OfferStatus
JSCC	-0.06625	100000000000	Firm

○レポーティング・ブローカーがベストビッド・ベストオファー 以外も報告する場合の例

ProductCode	Order_ID	Tenor	DealDateTime	direction	Amount	Rate	Status	CCP
JPY-TONA-OIS-COMPOUND	28565	3m	20200518144842	RECEIVE	50	-6.25	Firm	JSCC

(表2) 公表画面 (イメージ) (QUICK画面)

TORF®

東京ターム物リスク・フリー・レート
Tokyo Term Risk Free Rate[解説ヘルプ](#)

公表日時: 2021/1/22 17:00

【TORF】							(Act/365)	
(単位: %)	1M		3M		6M			
TORF	DRP	-0.02750	S	-0.03843	D	-0.04575		
		+0.00043		+0.00075		+0.00290		
	開始日	終了日	開始日	終了日	開始日	終了日		
期間	2021/1/26	2021/2/26	2021/1/26	2021/4/26	2021/1/26	2021/7/26		

<免責事項/Disclaimer>

※基準時刻: 東京営業日 15時時点
※公表時刻: 東京営業日 17時頃

【ヒストリカルデータ】							チャート>>	
(単位: %)	1M		3M		6M			
日付	レート	前日比	レート	前日比	レート	前日比		
(01/21)	-0.02793	-0.00043	-0.03918	+0.00063	-0.04865	+0.00063		
(01/20)	-0.02750	+0.00125	-0.03981	-0.00128	-0.04928	-0.00251		
(01/19)	-0.02875	-0.00812	-0.03853	+0.00000	-0.04677	-0.00145		
(01/18)	-0.02063	+0.00281	-0.03853	+0.00022	-0.04532	+0.00051		
(01/15)	-0.02344	+0.00094	-0.03875	+0.00150	-0.04583	+0.00106		
(01/14)	-0.02438	+0.00585	-0.04025	-0.00086	-0.04689	-0.00011		
(01/13)	-0.03023	+0.00352	-0.03939	+0.00061	-0.04678	-0.00053		
(01/12)	-0.03375	+0.00000	-0.04000	+0.00000	-0.04625	+0.00000		
(01/08)	-0.03375	+0.00063	-0.04000	+0.00057	-0.04625	+0.00125		
(01/07)	-0.03438	+0.00020	-0.04057	-0.00057	-0.04750	+0.00063		

(別紙2) レポートिंग・ブローカーの選定手続等

1. レポートिंग・ブローカーの選定

(1) QBSは、原則、毎年度末にレポートिंग・ブローカーの選定を行い、その結果を公表する。

(2) QBSは、レポートिंग・ブローカーの選定に際し、以下の点を考慮する。

なお、選定に当たっては、TORFの継続性に配慮するとともに、レポートिंग・ブローカーの参画業態の多様性も考慮することに加えて、本邦法域外から恒常的にレート報告が行われる可能性が高い場合には、法域が異なることによって生じる問題についても考慮する。

①日本円OISの約定金額（想定元本ベース）と約定件数

②気配レートの更新頻度

③レピュテーション

④監督官庁からの処罰の有無

⑤行動規範の遵守に係る態勢整備の状況

⑥（日本国外にも日本円OISの取引拠点を有する場合）当該国・地域の監督官庁による監督の状況

(3) レポートिंग・ブローカーの選定に際し、レポートिंग・ブローカーはQBSとの間で、別途QBSが定める様式による契約書／承諾書を取り交わすものとする。

(4) QBSは、前項に定めるレポートिंग・ブローカーの選定に当たっては、安定的なTORFの公表のため十分な数を選定することとし、QBSが補充を必要と判断した場合は、年度の途中であっても随時、追加選定する。

(5) QBSは、レポートिंग・ブローカー数については、「フロア（最低限度：2社）」を設定する。ただし、レポートिंग・ブローカー同士の合併等によりレポートिंग・ブローカー数が一時的にフロアを下回った場合、レポートिंग・ブローカーが補充されるまでは、残りのレポートिंग・ブローカーのみで、本文1.に記載の方法により、公表レートを算出する。

(6) レポートिंग・ブローカーは、公表対象期間全てのレートを報告するものとする。

2. レポートिंग・ブローカーの辞退

(1) レポートिंग・ブローカーは、原則として、年度の途中でレポートिंग・ブローカーからの辞退は行わず、継続的にレート報告を行うものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、やむを得ない理由によりレポートイング・ブローカーから選定を辞退する場合には、辞退を検討している段階でQBSに報告し、辞退の可否を含め、QBSとの間で調整する。調整の結果、辞退することになった場合、レート報告を停止する日の、3か月前までに、書面によりQBSに届け出なければならない。

(3) QBSは、上記(2)の書面による申出を受領した場合、原則として、受領日を含め、3営業日以内にQBSのホームページで辞退の申し出の事実および辞退(予定)日を公表するものとする。

3. レポートイング・ブローカー選定の取消

(1) QBSは、以下に該当する場合、該当するレポートイング・ブローカーについて、選定の取り消しを行うことがある。

i) QBSに対するレート報告の遅延や報告後の修正が多発する等、レート報告姿勢に問題があり、TORFの公表の円滑な運営にとって好ましくないと判断される場合

ii) 本行動規範の遵守状況に問題が確認された場合であって、QBSからの改善要請に対し、合理的な期間内に適切な措置が講じられない場合

iii) 上記1.(2)に定める選定基準に照らし、業容の変化等により同基準を充たさなくなったと判断される場合

iv) 法令違反、関係当局等の行政処分、不祥事等により、レポートイング・ブローカーとして相応しくないと判断される場合

(2) QBSは上記によりレポートイング・ブローカーの選定の取り消しを行った場合には、ホームページ等により、その事実を公表する。

以上